

〔商品概要説明書〕

この商品の新規取扱はしていません

外貨定期預金

(平成 26 年 4 月 1 日現在適用中)

	項 目	内 容
1	商 品 名	・外貨定期預金
2	販 売 対 象	・法人、個人（原則 20 歳以上 65 歳まで）
3	期 間	・1 年以内
4	預 入 方 法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入通貨	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・預入れ円貨 10 万円相当額以上 ・1 セント単位 ・米ドル
5	払 戻 方 法	・満期日に一括して払い戻します（指定円口座に払い込みます）
6	利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・お預入り時の金利を満期日まで適用します ・満期日に一括して払い戻します ・付利単位を 1 米ドルとした 1 年を 365 日とする日割り計算
7	手数料及び適用相場	<ul style="list-style-type: none"> ・預入れ時、払戻し時の為替レート（原則、約定時のドル SPOT 相場を参照して決定します）を確定するので手数料はかかりません ・期日前解約の場合は下記をご参照ください
8	期限前解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・原則できません。当行がやむを得ないものと認めて期限前解約に応じる場合には、解約預金の金利には外貨普通預金の利率を適用します。 ・満期払出の予約については期日前倒実行を残余のキャンセルとして取扱いそれに係るコストを手数料として預金元本及び期日前解約利息から差引きます
9	その他参考となる事項 (1) 為 替 予 約 (2) マル優扱い (3) 税 金 (4) 預 金 保 険	<ul style="list-style-type: none"> ・締結が必須条件となります ・適用対象外です ・利息は利子所得として法人のお客様は総合課税、個人のお客様は源泉分離課税（国税 15%、地方税 5%）の対象です *平成 25 年 1 月 1 日以降平成 49 年 12 月 31 日までの間に受取るお利息は、復興特別所得税を付加した 20.315%の源泉分離課税となります ・為替差益は、法人のお客様は総合課税、個人のお客様は確定申告による総合課税の対象となります。（年収 2000 万円以下の給与所得者で、為替差益を含めた給与以外の所得が年間 20 万円以下の預金者については申告不要となります。為替差損は他の黒字の雑所得から控除できます。他の所得区分と損益通算はできません。） ・詳しくはお客様ご自身で公認会計士・税理士にご相談くださいますようお願い申し上げます ・適用対象外です
10	付加できる特約事項	ございません

※ くわしくは「契約締結前交付書面」をご覧ください。

<外貨定期預金>

[外貨預金をお申込の際の注意事項]

- ・ 円を外貨にする際（預入時）および外貨を円にする際（引出時）は、手数料（1米ドルあたり1円）がかかります。（お預け入れおよびお引き出しの際は、手数料分を含んだ為替相場である当行所定のTTSレート（預入時）、TTBレート（引出時）をそれぞれ適用します。）
したがって、為替相場の変動がない場合でも、往復の為替手数料（1米ドルあたり2円）がかかるため、お受け取りの外貨の円換算額が当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。
- ・ 外貨定期預金には、為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受け取りの外貨元利金を円換算すると、当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。
- ・ 1件10万米ドル相当額以上のお取引の場合は、当日のTTSレート（預入時）、TTBレート（引出時）にかかわらず、お取引時点での市場実勢相場を基準に決定した為替相場を適用させていただきます。

株式会社仙台銀行 登録金融機関 東北財務局長（登金）第16号
仙台市青葉区一番町二丁目1番1号 加入協会 日本証券業協会

当行が契約している指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会

連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017-109